

(案)

島田市

子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の期間.....	2
3 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
4 計画の対象.....	3
5 子ども・子育て支援新制度のポイント.....	3
(1) 保育の必要性の認定.....	4
(2) 新たな給付の創設.....	5
(3) 地域の子育て支援の充実.....	6
第2章 島田市の子ども・子育てを取り巻く現状.....	7
1 統計による島田市の状況.....	7
(1) 人口の状況.....	7
(2) 子ども人口の推移と推計.....	8
(3) 世帯の状況.....	9
(4) 出生数・合計特殊出生率の状況.....	10
(5) 婚姻・離婚の状況.....	11
(6) 女性の労働の状況.....	12
(7) 要保護児童の状況.....	13
(8) 障害のある子どもの状況.....	13
2 意識調査の結果概要.....	14
(1) 調査の概要.....	14
(2) 調査の結果の概要.....	14
第3章 計画の基本理念と施策の体系.....	21
1 計画の基本理念.....	21
2 計画の構成と施策の体系.....	22
(1) 計画の構成.....	22
(2) 施策の体系.....	23
第4章 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	25
1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって.....	25
(1) 量の見込みと確保の内容の設定方法.....	25
(2) 教育・保育事業の提供区域の設定.....	25
2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容.....	26
(1) 教育事業（幼稚園、認定こども園）.....	26

(2) 保育事業（保育所、認定こども園）	28
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	30
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	31
(2) 時間外保育事業	33
(3) 一時預かり事業	34
(4) 病児・病後児保育事業	36
(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	37
(6) 地域子育て支援拠点事業	38
(7) 利用者支援事業	39
(8) 乳児家庭全戸訪問事業	40
(9) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他のものによる要保護児童等に対する支援に資する事業	41
(10) 妊婦健康診査事業	42
(11) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	43
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	43
(13) 多様な主体の参入促進事業	43
第5章 子育て施策の展開	44
基本目標1 親力の育成	44
施策1 親子のふれあいの場の充実	45
施策2 子育てに関する講演や講座等の充実	45
施策3 子育て中の親同士の交流	46
基本目標2 就学前の子どもの教育・保育環境の充実	47
施策1 多様な教育・保育の提供	48
施策2 教育・保育の質の向上	48
施策3 多様な主体による支援の提供	49
施策4 産後の休業及び育児休業後の保育サービスの円滑な利用への支援	49
基本目標3 子育てと仕事の調和の推進	50
施策1 企業における仕事と子育ての両立に対する取り組みの促進	51
施策2 父親の子育て参画の促進と意識の啓発	51
施策3 子育てと仕事の両立を支えるサービスの充実	52
基本目標4 地域における子育て支援の充実	53
施策1 子育て支援ネットワークの充実	54
施策2 地域協働による子育て支援	54
施策3 子育てを支える人材の育成	55
施策4 異世代交流による「地域で子どもを育てる」機運の醸成	55
基本目標5 安全・安心な子育て環境の整備	56
施策1 子育てに関する相談・情報提供の充実	57

施策 2	子育て家庭への経済的援助の推進	57
施策 3	子どもの安全な居場所づくり	58
基本目標 6	親と子どもの健康の確保及び増進	59
施策 1	各種健康診断・予防接種等の充実	60
施策 2	健康相談・訪問の充実	60
基本目標 7	特別な援助が必要な家庭の生活の向上	61
施策 1	ひとり親家庭等の支援の充実	62
施策 2	障害のある子どもへの支援の充実	62
施策 3	育児不安の軽減や児童虐待防止対策の推進	62
第 6 章	計画の推進にあたって	63
(1)	計画の推進体制	63
(2)	計画の進捗管理と評価	64
参考資料	ライフステージ別の子育て支援事業	65

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国では、少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。しかし、少子高齢化はその後も進行し続けており、それに加えて、女性の社会進出に伴う低年齢時保育ニーズの高まりや、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

こうした変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、国では、平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」を制定しました。この3法に基づいて平成27年度から施行される新たな子育て支援の仕組み、「子ども・子育て支援新制度」では、「認定こども園の普及」「保育の量的拡大による待機児童の解消」「幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量的拡充と質的向上」「少子化が進んでいる地域での子育ての支援」を目指しています。また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、市区町村及び事業主の「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。

当市では、平成17年度に「次世代育成支援島田市行動計画」を策定し（その後平成21年度に後期計画を策定）、子どもの育ちを地域全体で支える協働での子育て支援の総合的な取り組みを進めてきました。しかし、当市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、「次世代育成支援島田市行動計画」の基本理念である「子どもをまんなかに 子育て応援都市 島田」にある「子どもを中心に据え、子どもの未来・幸せを第一に考える」という視点を引き継ぎながら、「地域の実情に応じた島田市ならではの子育て支援」「地域全体で子育てを応援する」という視点もより強化し、子どもの健やかな育ち、保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

2 計画の期間

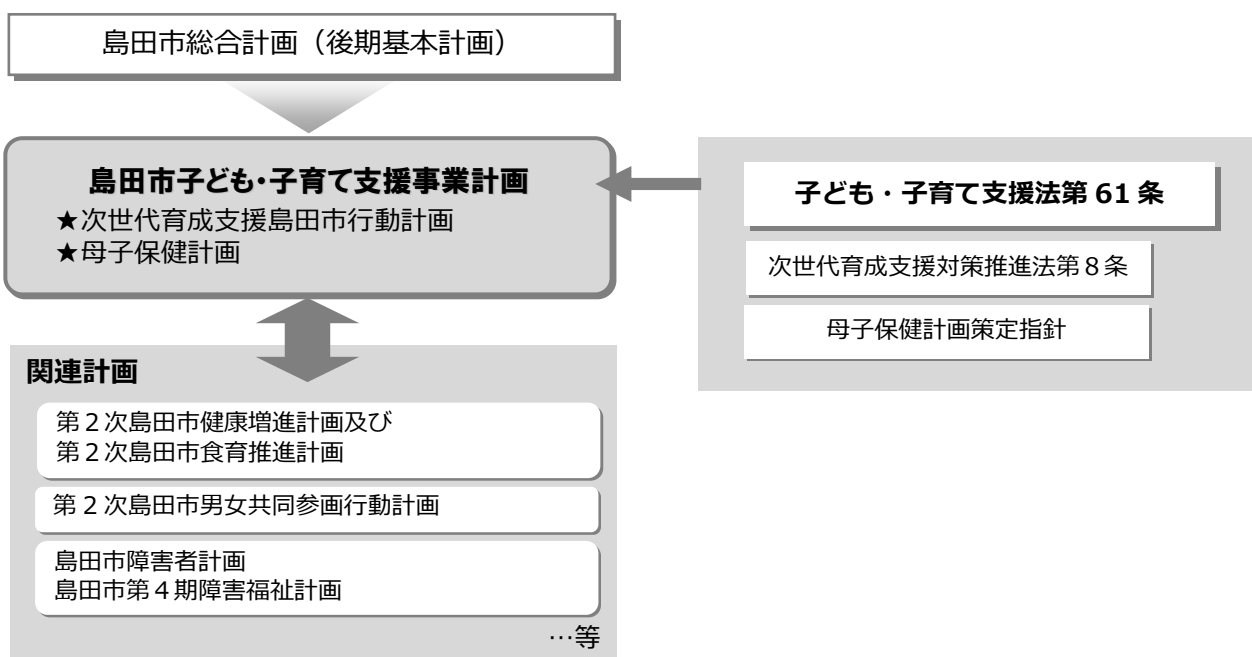
本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



3 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化対策とも深く関わりを持つため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援島田市行動計画」の考え方を継承するものとします。また、国で示されている「健やか親子 21 計画（第 2 次）」の趣旨を踏まえた母子保健計画としても位置づけるものとします。

なお、本計画は、上位計画である「島田市総合計画（後期基本計画）」や、その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。



4 計画の対象

計画の対象

本計画は、子どもとその家族、子育て支援に関わる行政、企業、地域住民等、当市のすべての市民及び団体を対象とします。

なお、「就学前児童の保育環境の一層の充実」という点を重視し、就学前児童に対する子育て支援をより強化していくこととします。

5 子ども・子育て支援新制度のポイント

子ども・子育て支援新制度とは、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法^{※1}」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律^{※2}」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいいます。

子ども・子育て支援新制度のポイントは以下のとおりです。

※1…正式名称は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」

※2…正式名称は「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

(1) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援新制度の下では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなりました。

■認定区分と提供施設

【1号認定】

3歳から5歳までの教育のみを必要とする子ども
(保護者が働いていない等、“保育が必要でない”子ども)

【2号認定】

3歳から5歳までの保育を必要とする子ども (保護者が働いている等、“保育が必要な”子ども)

【3号認定】

0歳から2歳までの保育を必要とする子ども (保護者が働いている等、“保育が必要な”子ども)

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の 小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定のこども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用定員を設定可能な施設	幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園・ 地域型保育事業	

(2) 新たな給付の創設

新制度の下では、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援の充実が図られることとなります。

■ 幼稚園・保育所

幼稚園は、学校教育法に定める、3歳から5歳までの幼児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）です。「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的」としています。

保育所は、児童福祉法に定める保育を必要とする0歳から5歳までの乳児又は幼児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）です。

■ 認定こども園

幼稚園・保育所などのうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの（就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）です。

事業名	事業内容
小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
家庭的保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において保育を行う事業
事業所内保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業



(3) 地域の子育て支援の充実

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。

家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、地域の様々な子育て支援を充実します。

地域子育て支援拠点

- ・地域の身近な所で、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を充実します。
- ・公共施設や保育所など、様々な場所で、行政や法人などが担い手となって行います。

一時預かり

- ・急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりの利用の円滑化を図ります。

放課後児童クラブ

- ・保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、小学生の授業後の生活の場を提供する事業です。
- ・地域のニーズに合わせ、放課後児童クラブを増やしていくとともに、新制度では職員や施設・設備について新たに基準を設けて質の向上を図ります。
また、小学校6年生までを対象とします。

利用者支援

- ・子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行います。
- ・地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所で、専任職員が相談などを受付けます。

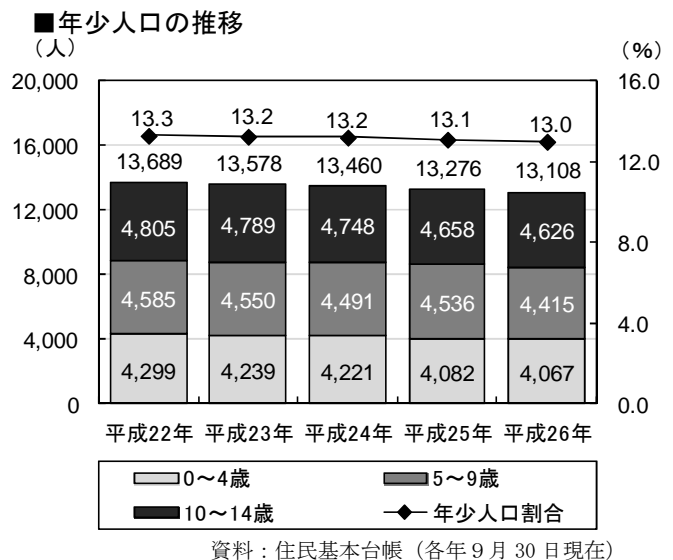
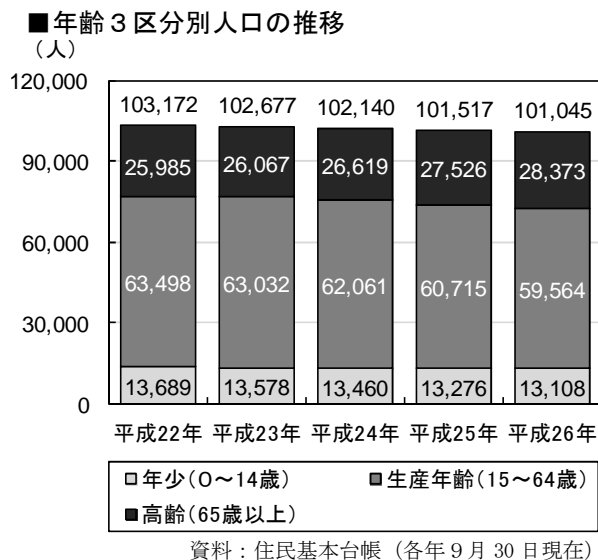
第2章 島田市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による島田市の状況

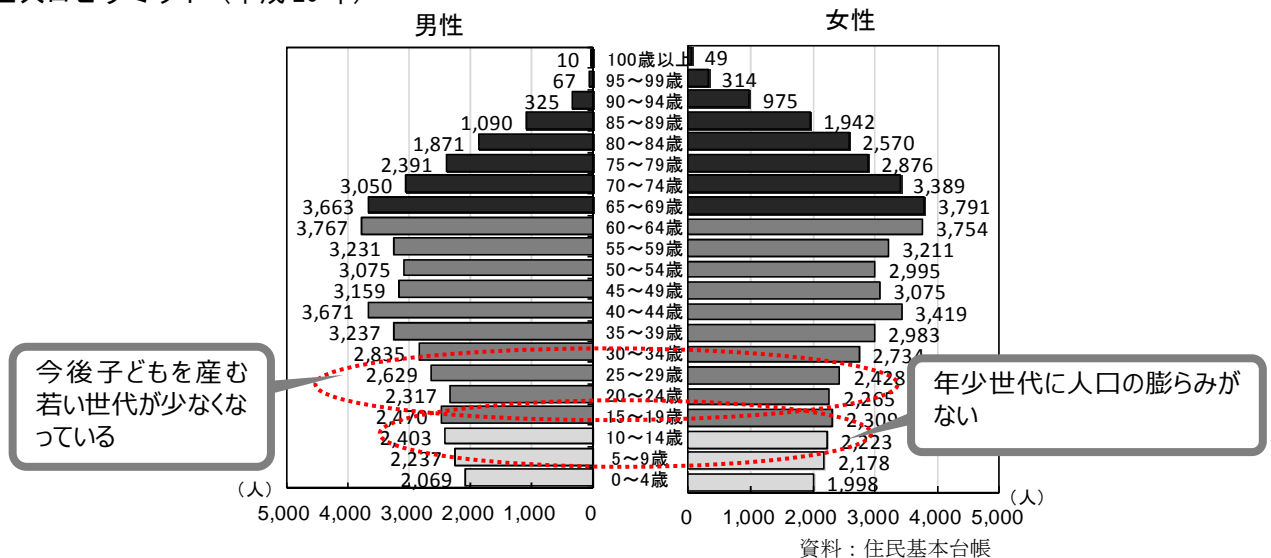
(1) 人口の状況

全国的に人口が減少している中、当市においても人口が年々減少しています。年齢3区分人口の推移をみると、年少人口、生産年齢人口が減少している一方で、高齢人口は増加し続けています。年少人口の内訳をみると、特に0歳から4歳までの年齢で減少割合が大きく、少子化が進んでいる現状がうかがえます。

人口ピラミッドをみても、高齢化が進み、20代の若い世代が少なくなっていることがわかります。



■人口ピラミッド（平成26年）



(2) 子どもの人口の推移と推計

当市の子どもの人口は、幼稚園や保育所の対象となる0歳から5歳までの年齢の人口、小学校の対象となる6歳から11歳までの年齢の人口ともに減少傾向にあり、本計画の期間である平成27年から平成31年の間に年少人口は約1割減少する見込みとなっています。

■子どもの人口の推移と推計

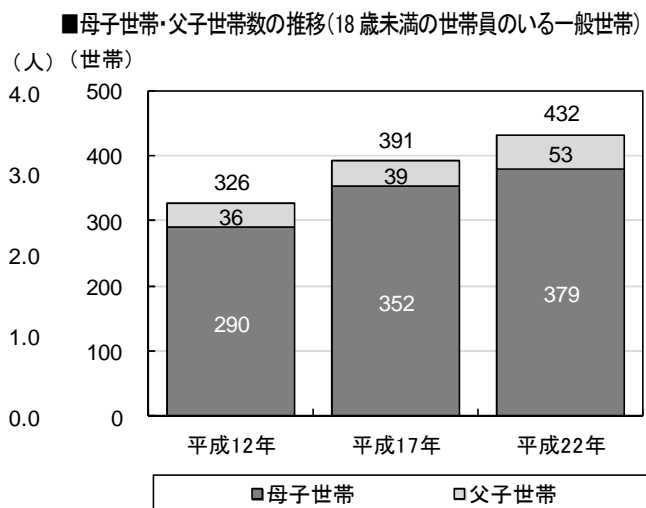
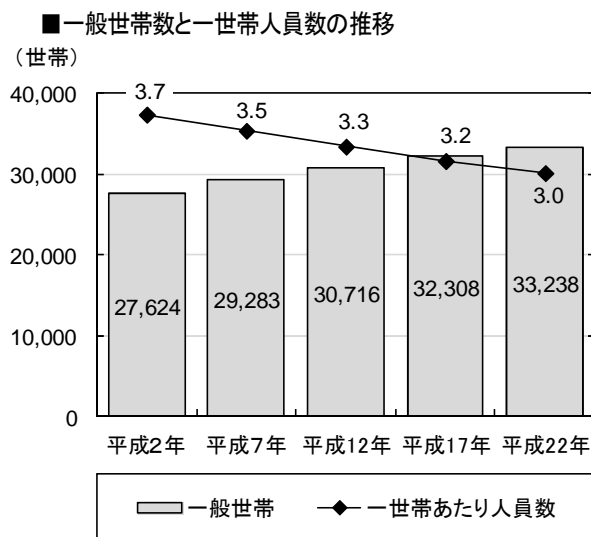
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～5歳 合計	5,028	4,854	4,765	4,630	4,516	4,374	4,240
0歳	757	729	709	687	670	649	626
1歳	815	787	758	737	714	696	675
2歳	813	819	791	762	741	717	700
3歳	859	818	824	796	766	745	722
4歳	838	861	820	826	797	768	747
5歳	946	840	863	822	828	799	770
6～11歳	5,417	5,427	5,378	5,298	5,252	5,186	5,112
6歳	875	946	840	863	822	828	800
7歳	900	881	953	846	869	828	834
8歳	869	896	877	949	842	865	824
9歳	946	869	897	878	949	843	866
10歳	891	944	867	895	875	947	841
11歳	936	891	944	867	895	875	947
合計	10,445	10,281	10,143	9,928	9,768	9,560	9,352

資料：平成25年度実績値…住民基本台帳・外国人登録台帳
平成26年～平成31年推計値…平成21年から平成25年の実績に基づき、
コーホート変化率法により算出

(3) 世帯の状況

一般世帯数と一世帯あたり人員数の推移をみると、世帯数が増加しているのに対して一世帯人員数は減少し、平成22年で3.0人となっており、世帯規模の縮小化が進んでいることがうかがえます。

母子世帯・父子世帯（18歳未満の世帯員がいる一般世帯）数の推移をみると、母子世帯・父子世帯ともに増加しており、特に母子世帯の増加割合が大きくなっています。

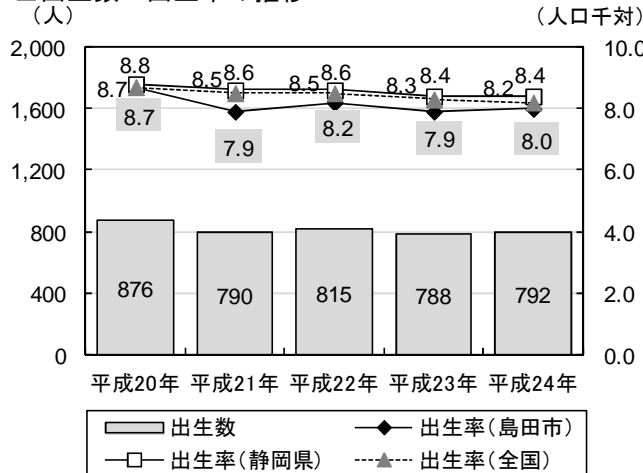


(4) 出生数・合計特殊出生率の状況

出生数の推移をみると、平成20年から平成24年にかけて減少傾向となっています。それに伴い出生率も減少しており、国・県と比較して若干低い数値で推移しています。

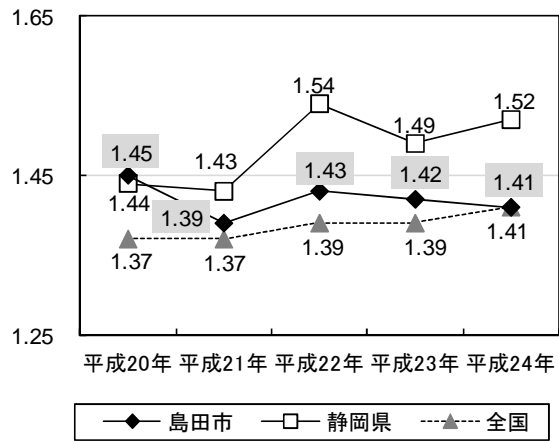
合計特殊出生率の推移をみると、平成20年から平成24年にかけて減少傾向となっています。国よりは高い数値となっているものの、平成21年以降は県を下回る数値で推移しています。

■出生数・出生率の推移



資料：全国…人口動態統計
島田市・静岡県…静岡県人口動態統計

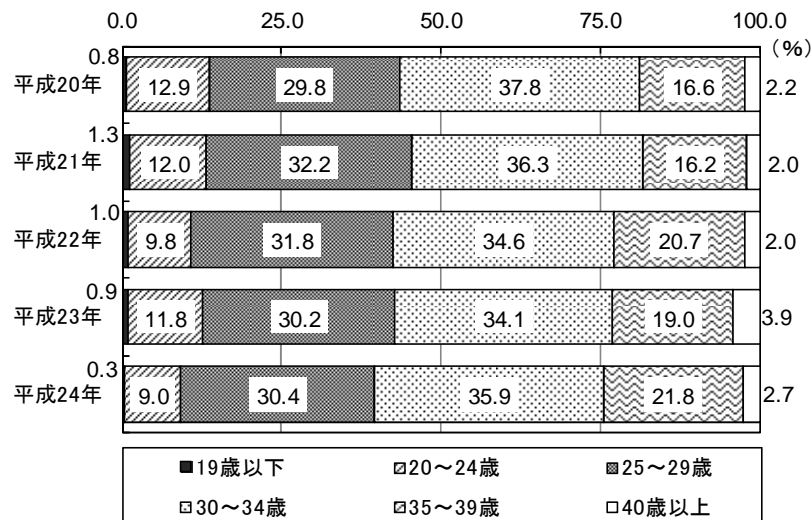
■合計特殊出生率の推移



資料：静岡県人口動態統計
島田市・静岡県…静岡県人口動態統計

母の年齢別出生割合をみると、平成20年から平成24年にかけて20代での出産は減少しているものの、30代後半では若干増加しており、晩婚化や女性の社会進出などを背景に、出産年齢が高齢化していることがうかがえます。

■母の年齢別出生割合



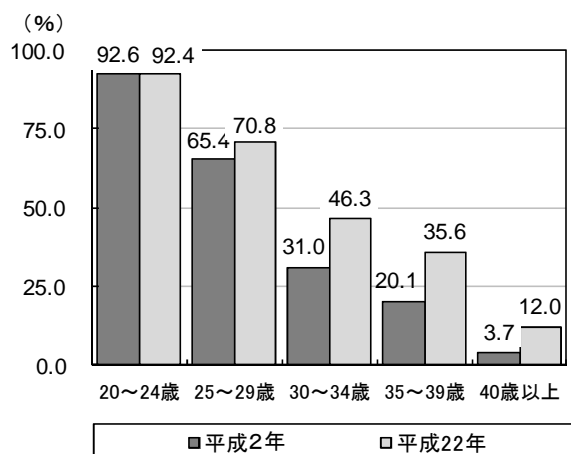
資料：静岡県人口動態統計

(5) 婚姻・離婚の状況

未婚率を平成2年と平成22年で比較すると、男女ともに20歳代後半以降の未婚率が上昇しており、特に30歳代以降の女性の未婚率が上昇しています。

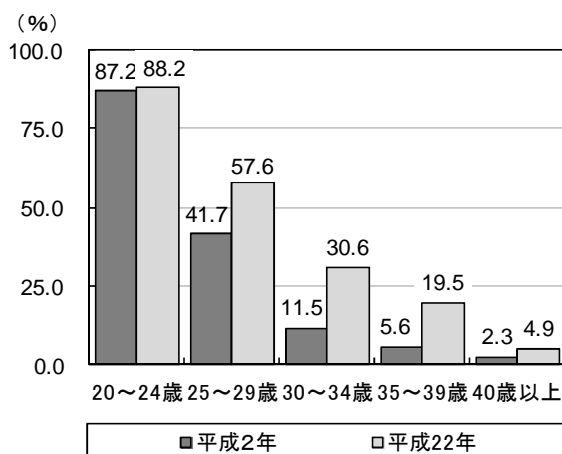
婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻数は横ばいで推移しているものの、離婚件数は減少しています。

■未婚率の推移(男性)



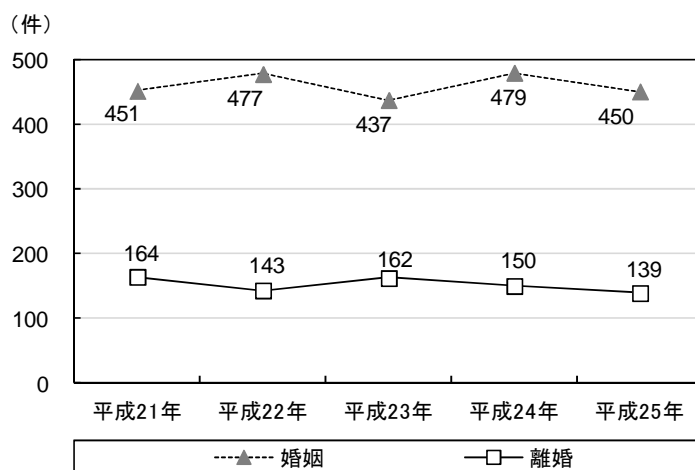
資料：国勢調査

■未婚率の推移(女性)



資料：国勢調査

■婚姻・離婚件数の推移



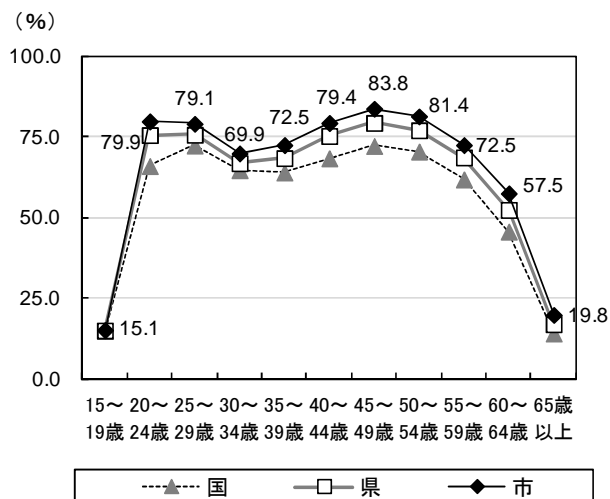
資料：島田市統計書

(6) 女性の労働の状況

当市の女性の労働力率は国・県と比較して高くなっています。

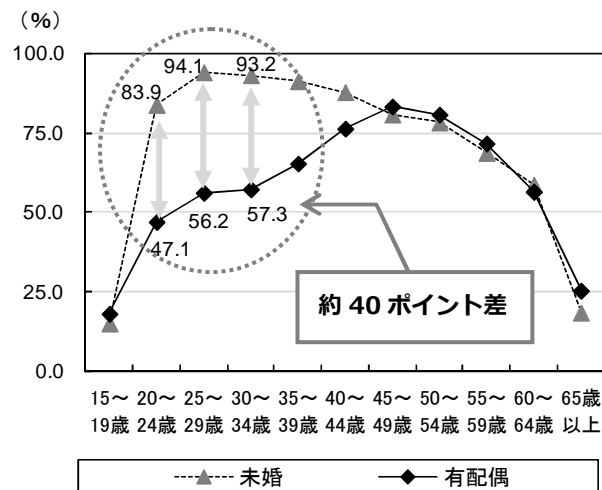
当市の女性の労働力率を未婚・有配偶間で比較すると、20歳代後半から30歳代前半にかけて大きく乖離が出ており、結婚・出産期に離職する女性が多いことがうかがえます。

■女性の労働力率(平成22年 国・県比較)



資料：国勢調査

■女性の労働力率(平成22年 未婚・有配偶比較)



資料：国勢調査

(7) 要保護児童の状況

現在、子育て応援課（家庭児童相談室）において要保護児童の援護・健全育成のための相談支援を実施しています。相談件数は減少しているものの、内訳をみると「家族関係」で大幅な増加がみられます。

■家庭児童相談室への相談件数

単位：件

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
性格・生活習慣	89	60	24	34	27
知能・言語	126	49	17	6	4
学校生活等	13	24	25	22	37
非行	16	13	7	10	11
家族関係	142	189	224	217	240
環境福祉	39	28	55	13	9
障害	41	30	16	6	13
その他	6	18	36	41	35
合計	472	411	404	349	376

(8) 障害のある子どもの状況

当市では、「子ども発達支援センター ふわり」において、発達が気になる子どもに関する相談や発達支援、育児に関する支援を行っています。

通園児童数は年度により増減するものの延べ人数で 4,000 人～5,000 人の子どもが通園しています。

■子ども発達支援センターふわりへの通園状況(延べ人数)

単位：人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定期通園	4,027	3,530	2,757	4,041
親子通園	530	348	533	562
並行通園	599	730	759	690
合計	4,710	4,621	4,049	5,293

2 意識調査の結果概要

(1) 調査の概要

新制度の下で、教育・保育、子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする本計画を作成するにあたり、子育てをしている家庭の保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況や利用意向、生活実態、要望・意見などを把握することを目的として本調査を実施しました。

■実施概要

- 調査対象：市内在住の「就学前児童」の保護者
市内在住の「小学生（1～3年生）児童」の保護者
- 調査期間：平成25年11月29日～12月18日
- 調査方法：郵送による配布・回収（就学前児童）
小学校を通じた配布・回収（小学生）

調査票	配布数(件)	有効回収数(件)	有効回収率(%)
就学前児童	1,510	867	57.4
小学生児童	1,014	820	80.9
合計	2,524	1,687	66.8

(2) 調査の結果の概要

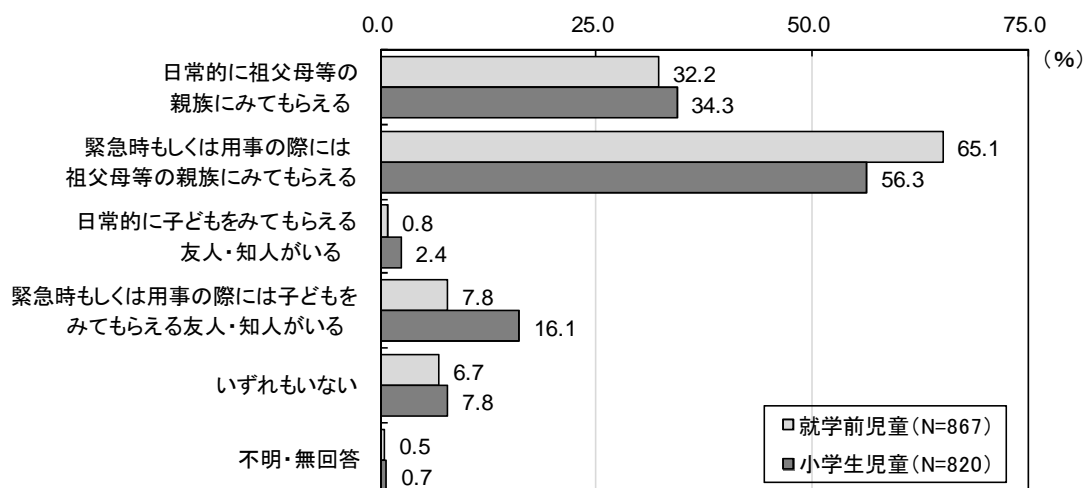
①子どもの育ちをめぐる環境

子どもをみてもらえる親族・知人の有無は、就学前児童、小学生児童ともに「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」割合が高くなっています。

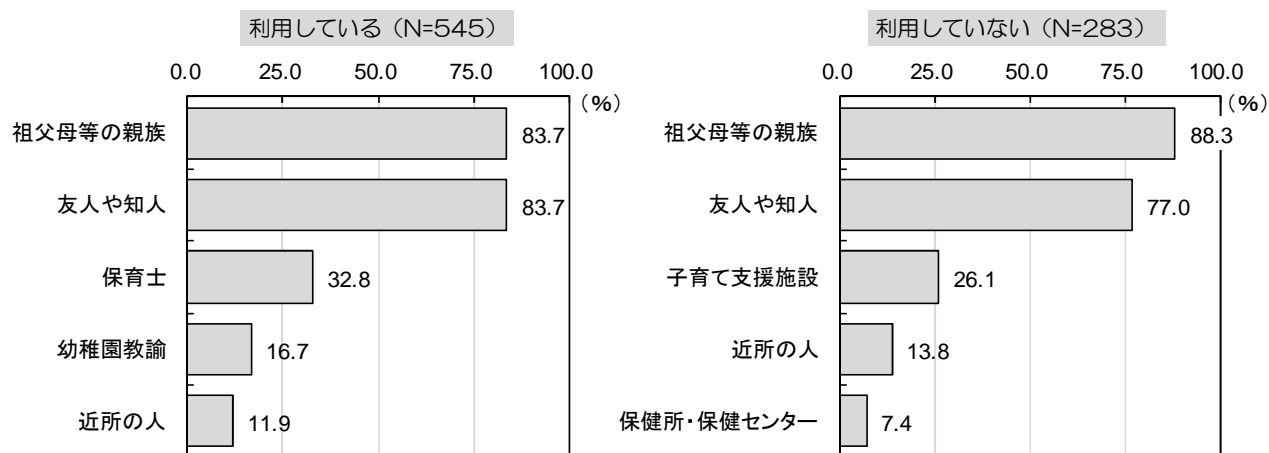
子育てや教育に関する相談先について、幼稚園や保育所等の利用の有無別にみると、いずれも「祖父母等の親族」「友人や知人」が高くなっています。利用している人では「幼稚園教諭」「保育士」が、利用していない人では「子育て支援施設」も高くなっています。

子育てに関する情報の入手先について、幼稚園や保育所等の利用の有無別にみると利用している人では「幼稚園、保育所、学校」が最も高くなっています。また、いずれも「隣近所の人、知人、友人」「親族（親、兄弟・姉妹など）」「インターネット」が高くなっています。

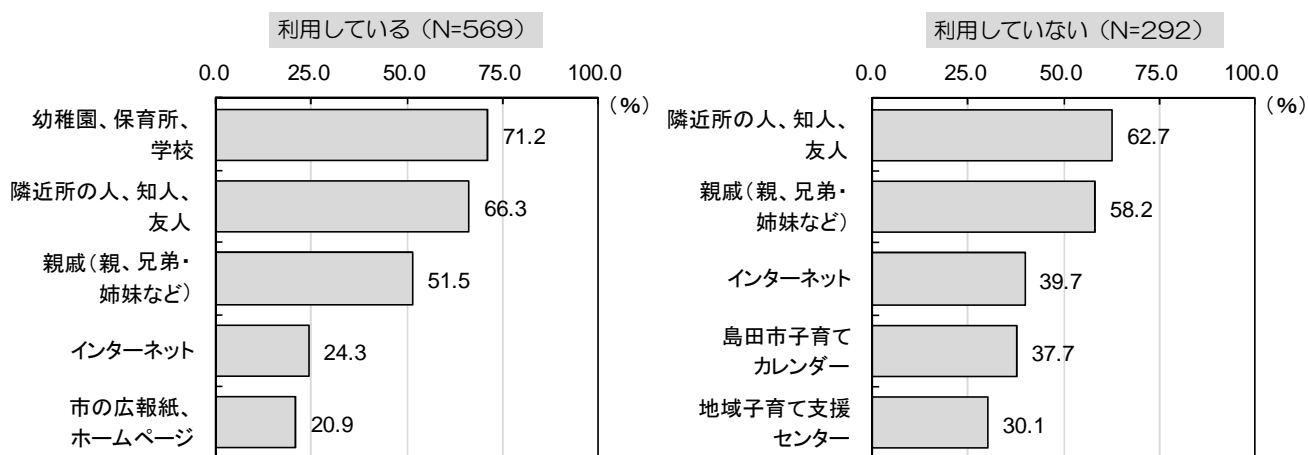
■子どもをみてもらえる親族・知人の有無



■子育てや教育についての相談先【就学前児童 幼稚園や保育所等の利用の有無別】(複数回答 上位5位)



■子育てに関する情報の入手先【就学前児童 幼稚園や保育所等の利用の有無別】(複数回答 上位5位)

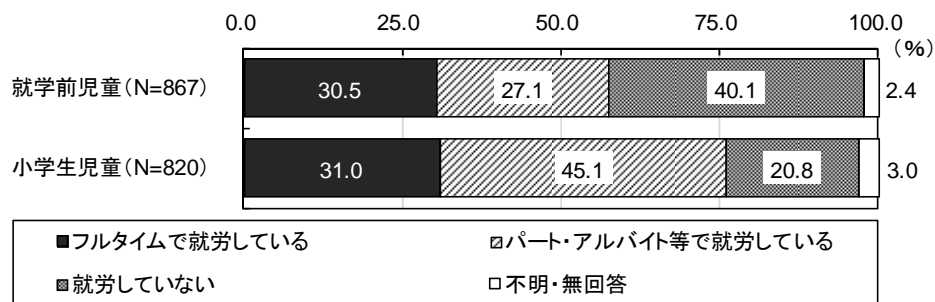


②母親の就労状況と役割分担について

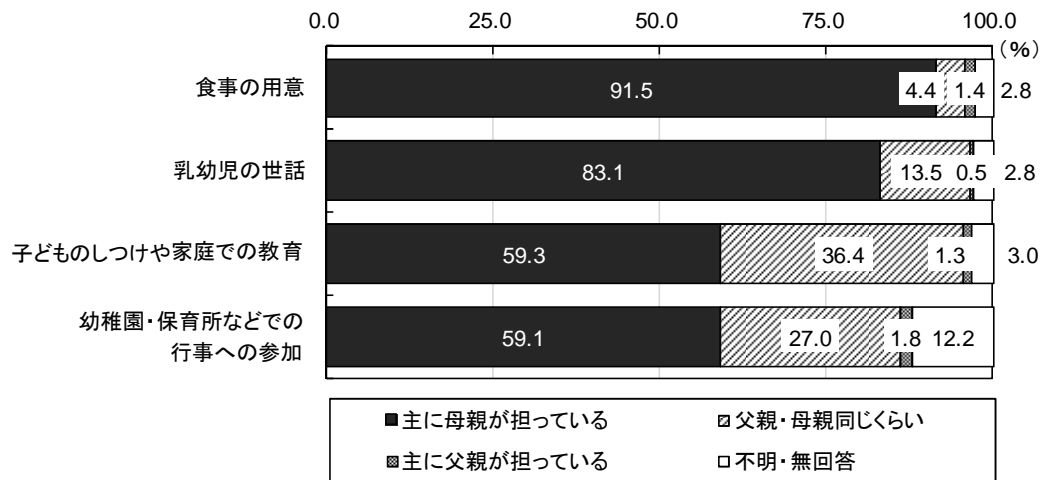
母親の就労状況は、就学前児童、小学生児童ともに「フルタイムで就労している」が約3割となっています。「パート・アルバイト等で就労している」が小学生児童では就学前児童と比較して高くなっています。

子育てについての父親と母親の役割分担についてみると、「食事の用意」「乳幼児の世話」で「主に母親が担っている」割合が特に高くなっています。

■母親の就労状況



■子育てについての父親と母親の役割分担について【就学前児童】

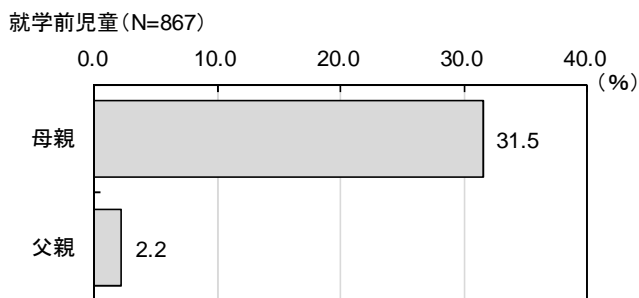


③育児休業の取得状況

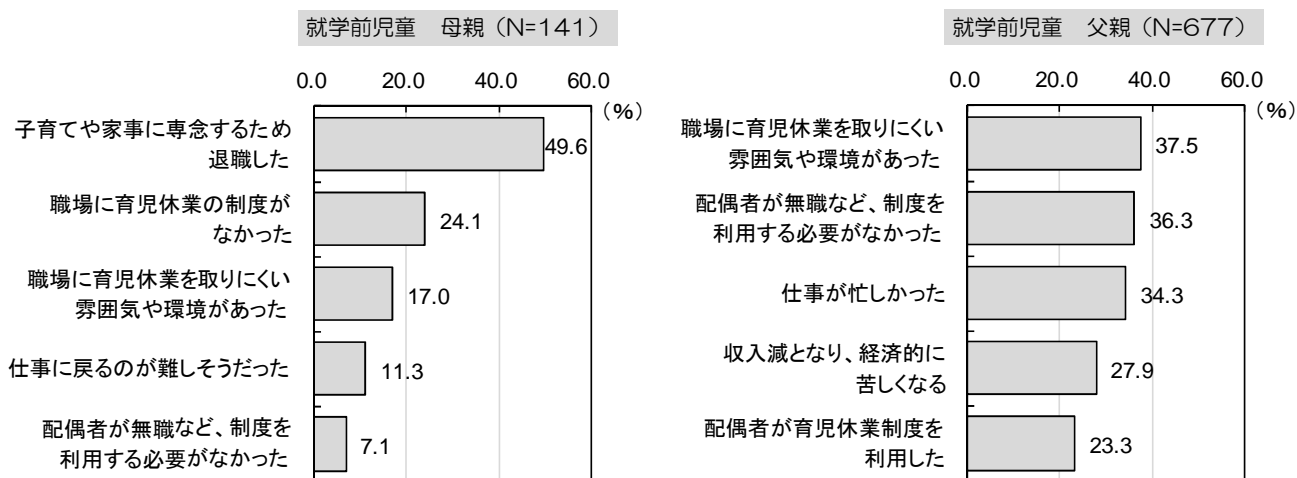
育児休業の取得状況をみると、母親で31.5%、父親で2.2%となっています。

育児休業を取得していない理由は、母親では「子育てや家事に専念するために退職した」が、父親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気や環境があった」や「仕事が忙しかった」が高くなっています。

■育児休業の取得状況【就学前児童】

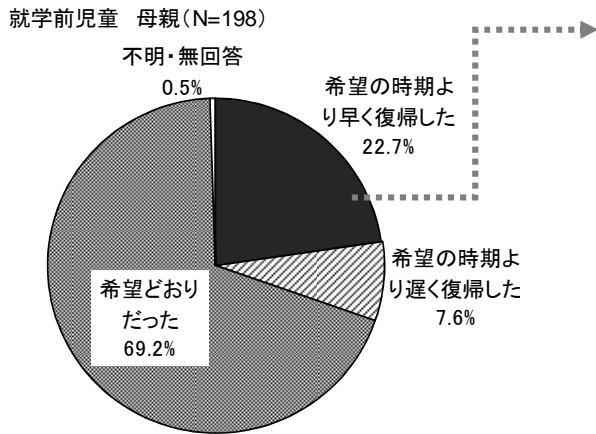


■育児休業を取得していない理由【就学前児童】(複数回答 上位5位)

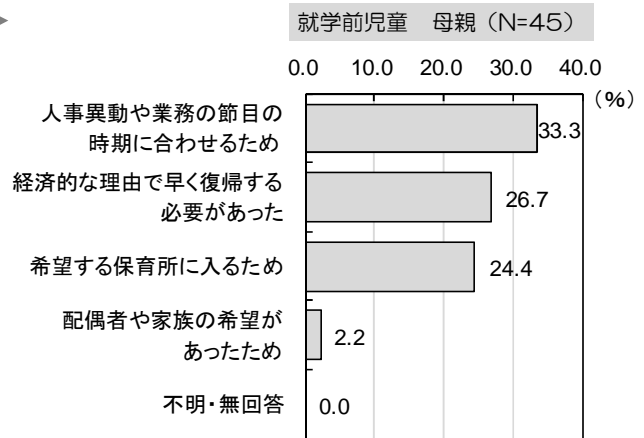


育児休業から復帰した人のタイミングは、「希望より早く復帰した」人が約2割で、その理由としては「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が最も高くなっています。

■育児休業からの復帰のタイミング【就学前児童 母親】



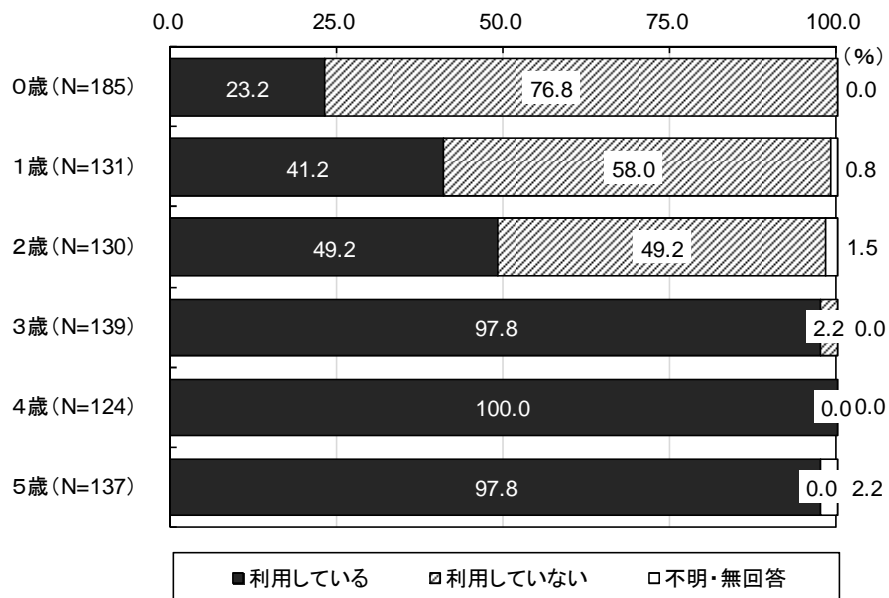
■希望より早く復帰した理由【就学前児童 母親】



④幼稚園や保育所等の利用について

幼稚園や保育所等を定期的にご利用しているかについて年齢別にみると、2歳児で5割程度の利用がみられます。

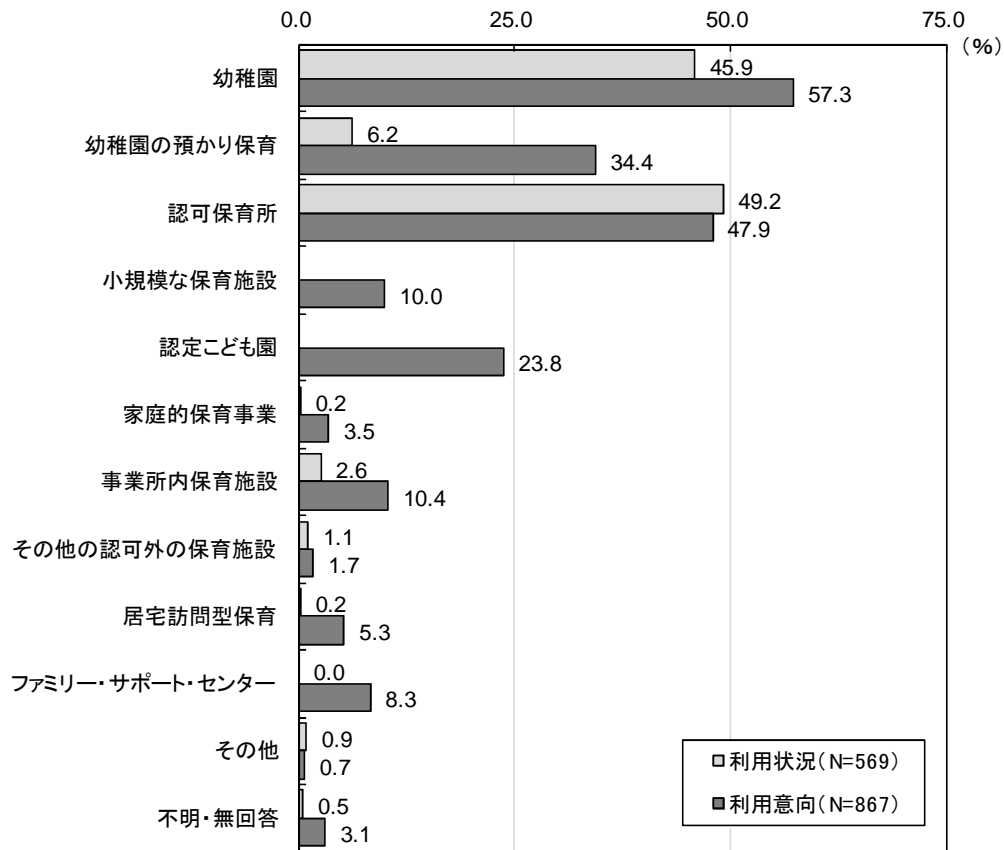
■幼稚園や保育所等を定期的にご利用しているか【就学前児童 年齢別】



※年齢は平成25年4月1日現在のもの

幼稚園や保育所等の利用状況と利用意向をみると、利用状況は「幼稚園」と「認可保育所」がほぼ回答を二分していますが、利用意向では「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」など、多様な項目で回答がみられます。

■幼稚園や保育所等の利用状況と利用意向【就学前児童】

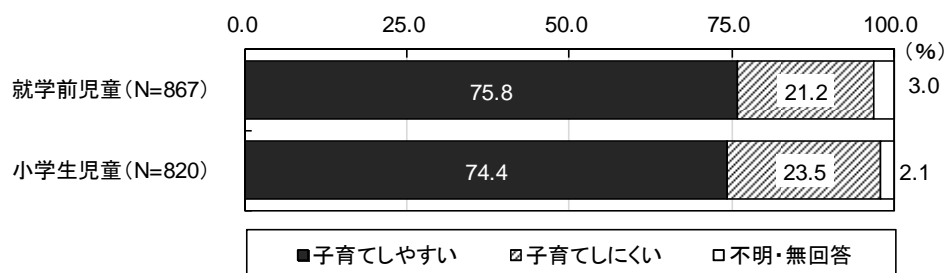


⑤子育て全般について

島田市は子育てしやすいまちだと感じるかについてみると、就学前児童、小学生児童ともに「子育てしやすい」が高くなっています。

「子育てしにくい」と感じる理由についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「小児科・産婦人科などの医療施設が不足しているから」「子どもが安心して遊ぶことのできる場所が不足しているから」が高くなっています。

■島田市は子育てしやすいまちだと感じるか



■子育てしにくいと感じる理由【子育てしにくいと感じる人のみ】(複数回答・上位5位)

	就学前児童 (N=193)		小学生児童 (N=184)	
	項目	割合	項目	割合
第1位	小児科・産婦人科などの医療施設が不足しているから	62.0%	子どもが安心して遊ぶことのできる場所が不足しているから	58.0%
第2位	子どもが安心して遊ぶことのできる場所が不足しているから	47.8%	小児科・産婦人科などの医療施設が不足しているから	53.4%
第3位	助成制度など経済的支援が不十分だから	46.2%	子育てしながら働く場などが不足しているから	42.0%
第4位	子育てしながら働く場などが不足しているから	41.3%	助成制度など経済的支援が不十分だから	37.8%
第5位	子育て支援などの制度が不十分だから	23.9%	子育て支援などの制度が不十分だから	33.7%

第3章 計画の基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念

平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」においては、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することが趣旨にうたわれています。また、新制度に伴い国から提示されている「子ども・子育てに基づく基本指針」においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす旨が明記されています。

平成17年に策定した「次世代育成支援島田市行動計画」では、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、保育機関などが、子どもを中心に据え、子どもが何を求めているのか、子どもにとって何が幸せなのかを考え、地域全体で子育てを支援していこうとする思いから、「—この街で育てあいたい わが子の未来 明日の夢—『子どもをまんやかに 子育て応援都市 島田』」という基本理念を掲げ、この理念のもと、施策を推進してきました。

本計画の上位計画にあたる「島田市総合計画」（平成21～29年度）では、「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」を将来都市像としています。また、平成25年度には総合計画の後期基本計画が策定され、「みんなでひらく・しまだの明日」がキャッチフレーズとして新たに設定されています。

本計画では、国の流れや、「島田市総合計画」における方向性、「次世代育成支援島田市行動計画」の基本理念を踏まえ、以下のように基本理念を掲げます。

基本理念

子育てしやすいまち
パパ・ママが住みたくなるまち
子育て応援都市 島田市

2 計画の構成と施策の体系

(1) 計画の構成

本計画は、教育・保育事業や、地域子ども・子育て支援事業の計画的な整備・提供を図るための需給計画（「第4章 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容」に記載）と、子どものよりよい育ちを支えるための施策全般に関する計画（「第5章 子育て施策の展開」に記載）という2つの側面から構成されています。

「第4章 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容」については、国で提示されている「子ども・子育て支援法の基本指針」で示されている当計画の策定に関する「必須記載事項」の内容を踏まえています。また、「第5章 子育て施策の展開」部分については、同基本指針で示されている「任意記載項目」の内容を踏まえるとともに、本計画の前身にあたる「次世代育成支援島田市行動計画」における取り組みを引き継ぐものとしています。

■子ども・子育て支援事業計画の作成に関する記載事項

【必須記載事項】

- 1 教育・保育提供区域
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、提供体制確保の内容、実施時期
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制確保の内容、実施時期
- 4 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進方策等

【任意記載事項】

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(2) 施策の体系

■第4章 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって

- (1) 量の見込みと確保の内容の設定方法
- (2) 教育・保育事業の提供区域の設定

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

- (1) 教育事業（幼稚園、認定こども園）
- (2) 保育事業（保育所、認定こども園）

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

- (1) 放課後児童健全育成事業
- (2) 時間外保育事業
- (3) 一時預かり事業
- (4) 病児・病後児保育事業
- (5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- (6) 地域子育て支援拠点事業
- (7) 利用者支援事業
- (8) 乳幼児全戸訪問事業
- (9) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他のものによる要保護児童等に対する支援に資する事業
- (10) 妊婦健康診査事業
- (11) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体の参入促進事業

■第5章 子育て施策の展開

基本目標1 親力の育成

- (1) 親子のふれあいの場の充実
- (2) 子育てに関する講演や講座等の充実
- (3) 子育て中の親同士の交流

基本目標2 就学前の教育・保育の充実と円滑な提供

- (1) 多様な保育・教育の提供
- (2) 保育・教育の質の向上
- (3) 多様な主体による支援の提供
- (4) 産後の休業及び育児休業後の保育サービスの円滑な利用への支援

基本目標3 子育てと仕事の調和の推進

- (1) 企業における仕事と子育ての両立に対する取り組みの促進
- (2) 父親の育児参加の推進と意識の啓発
- (3) 子育てと仕事の両立を支えるサービスの充実

基本目標4 地域における子育て支援の充実

- (1) 子育て支援ネットワークの充実
- (2) 地域協働による子育て支援
- (3) 子育てを支える人材の育成
- (4) 異世代交流による「地域で子どもを育てる」機運の醸成

基本目標5 安全・安心な子育て環境の整備

- (1) 子育てに関する相談・情報提供の充実
- (2) 子育て家庭への経済的援助の推進
- (3) 子どもの安全な居場所づくり

基本目標6 親と子どもの健康の確保及び増進

- (1) 各種健康診断・予防接種等の充実
- (2) 健康相談・訪問の充実

基本目標7 特別な援助が必要な家庭の生活の向上

- (1) ひとり親家庭等の支援の充実
- (2) 障害のある子どもへの支援の充実
- (3) 育児不安の軽減や児童虐待防止対策の推進

第4章 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって

(1) 量の見込みと確保の内容の設定方法

国の方針では、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、平成27年度を初年度とする5年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

当市においても、平成25年11月に実施した「島田市子ども・子育てに関するアンケート調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。また、今後5年間の施設整備、事業の方向性などを踏まえ、量の見込みに対する確保の内容を設定しています。

(2) 教育・保育事業の提供区域の設定

国では、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもや居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

当市では、教育・保育内容や通勤の利便性などを考慮し、居住している区域にとらわれず広域的に施設を選択している保護者が多いことを踏まえ、市全体を1つの区域として設定します。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

(1) 教育事業（幼稚園、認定こども園）

事業概要

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする事業です。

実施箇所

市内には8園の幼稚園があり、いずれも民間で運営されています。
また、平成26年4月より、「みどり幼稚園」が新たに「保育園部」を創設し、「幼保連携型」の認定こども園として開設しています。

【市内幼稚園】

- ・島田中央幼稚園
- ・島田南幼稚園
- ・金谷幼稚園
- ・伊久身幼稚園
- ・島田北幼稚園
- ・五和幼稚園
- ・島田学園付属幼稚園
- ・六合幼稚園

【市内認定こども園】

- ・みどり認定こども園幼稚園部

現 状 ・ 課 題

○幼稚園児数の推移をみると減少傾向となっています。

○充足率は平成22年度から平成26年度にかけて横ばいで推移しています。

■利用実績(幼稚園・認定こども園幼稚園部)の推移(各年度5月1日現在、市内幼稚園、市外在住児を含む)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
園児数(人)	1,522	1,563	1,567	1,570	1,478
定員(人)	2,058	2,058	2,058	2,070	2,063
充足率(%)※	74.0	75.9	76.1	75.8	71.6

資料：保育支援課

※定員に対する在園児数の割合のこと。

今後の方向性

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	1・2号	1・2号	1・2号	1・2号	1・2号
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み	1,426	1,390	1,362	1,317	1,274
市内の量の見込み	1,426	1,390	1,362	1,317	1,274
市外の量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	2,063	2,063	2,063	1,963	1,963
幼稚園	0	0	0	0	0
認定こども園	143	143	143	543	543
確認を受けない幼稚園	1,920	1,920	1,920	1,420	1,420
幼稚園(市外)	0	0	0	0	0
認定こども園(市外)	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	637	673	701	646	689

②提供体制と確保の考え方

○平成 27 年度から平成 31 年度にかけては、児童数の減少に伴い減少傾向にあり、既存の幼稚園・認定こども園により、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとなります。

○今後、市内の幼稚園に認定こども園についての情報提供を行い、保育需要が高い場合には認定こども園への移行を支援していきます。

(2) 保育事業（保育所、認定こども園）

事業概要

保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する事業です。

実施箇所

市内には公立3園、私立13園の保育所があります。
また、平成26年4月より、「みどり幼稚園」が新たに「保育園部」を創設し、「幼保連携型」の認定こども園として開設しています。

【市内保育所】

（公立）

- ・島田市立第一保育園
- ・島田市立第三保育園
- ・島田市立かわね保育園

（私立）

- ・島田聖母保育園
- ・くりのみ保育園
- ・こばと保育園
- ・ゆたか保育園
- ・六合第一保育園
- ・六合第二保育園
- ・たけのこ保育園
- ・初倉保育園
- ・月坂保育園
- ・大津保育園
- ・神谷城保育園
- ・五和保育園
- ・金谷中央保育園

【市内認定こども園】

- ・みどり認定こども園保育園部

【家庭的保育事業】

- ・保育ママこっこ
- ・かていdeほいく そら

現 状 ・ 課 題

- 保育所・家庭的保育事業の利用実績の推移をみると、児童数の総数は減少傾向にある一方で、保育所等を利用する乳幼児数は高い水準を維持しています。
- 充足率は平成22年度から平成26年度にかけて横ばいで推移しています。

■利用実績(保育所・家庭的保育事業)の推移(各年度3月1日現在、市内保育所、市外在住児を含む)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込み
児童数合計(人)		1,828	1,802	1,793	1,837	1,894
内訳	0歳児	165	176	183	178	175
	1・2歳児	594	528	537	575	599
	3歳以上児	1,069	1,098	1,073	1,084	1,120
定員(人)※1		1,675	1,680	1,680	1,705	1,712
充足率(%)		109.1	107.3	106.7	107.7	110.6

※1 定員(人)は、認可保育所及び家庭的保育事業の定員数

※2 利用実績には、認可外保育所の利用者数等を含んでいない。

資料：保育支援課

今後の方向性

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み	1,050	215	620	1,025	205	610	1,005	200	600
市内の量の見込み	1,050	215	620	1,025	205	610	1,005	200	600
市外の量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	1,035	176	598	1,035	176	598	1,005	177	600
保育所(市内)	1,012	150	523	1,012	150	523	982	150	523
保育所(市外)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定こども園	9	2	6	9	2	6	9	2	6
地域型保育事業	/	8	23	/	8	23	/	9	25
認可外保育施設	14	16	46	14	16	46	14	16	46
過不足(②-①)	▲15	▲39	▲22	10	▲29	▲12	0	▲23	0

	平成 30 年度			平成 31 年度		
	2号	3号		2号	3号	
	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み	975	195	590	945	190	580
市内の量の見込み	975	195	590	945	190	580
市外の量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	1,011	193	636	1,011	194	638
保育所(市内)	982	150	523	982	150	523
保育所(市外)	0	0	0	0	0	0
認定こども園	15	15	30	15	15	30
地域型保育事業	/	12	37	/	13	39
認可外保育施設	14	16	46	14	16	46
過不足(②-①)	36	▲2	46	66	4	58

②提供体制と確保の考え方

- 平成 29 年度及び平成 31 年度に特定地域型保育事業（家庭的保育事業）各 1 か所新設予定となっています。
- 平成 30 年度に特定地域型保育事業（小規模保育）1 か所の新設を見込みます。
- 今後、市内の幼稚園に認定こども園についての情報提供を行い、保育需要が高い場合には認定こども園への移行を支援していきます。
- 3号認定（0～2歳児）は、量の見込みに対して確保の内容で若干不足が出ていますが、

児童人口の減少に伴いニーズも減少していくことが想定されるため、平成 31 年度には供給体制を確保できる見込みとなっています。

- 2 号認定は、児童数の減少に伴い減少傾向にあり、既存の保育所・認定こども園により必要ニーズ量を満たしています。
- 保育所の定員弾力化を活用して児童を受け入れます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第 59 条に定められた以下の 13 事業です。

■地域子ども・子育て支援事業の全体像

- (1) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- (2) 時間外保育事業
- (3) 一時預かり事業※1
- (4) 病児・病後児保育事業
- (5) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- (6) 地域子育て支援拠点事業
- (7) 利用者支援事業
- (8) 乳児家庭全戸訪問事業
- (9) 養育支援訪問事業
- (10) 妊婦健康診査事業
- (11) 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※1 (3)一時預かり事業

「幼稚園の預かり保育」と「その他の一時預かり(未就学児)」に分かれています。「その他の一時預かり」については、保育所における一時預かり、ファミリー・サポート・センターを含め、確保の内容を設定しています。

※2 (5)ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

就学児の利用分のみのも目標事業量です。就学前児童の一時預かりは「(2)一時預かり事業」の「その他の一時預かり」の確保の内容に含まれます。

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

放課後児童クラブは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない家庭の小学生に授業後の生活の場を提供する事業です。

実施箇所

市内では公設の児童クラブが13か所、民設の児童クラブが3か所設置されています。

【公設】

- ・島田第一小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第二小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第三小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第四小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第五小学校区放課後児童クラブ
- ・初倉小学校放課後児童クラブ
- ・初倉南小学校放課後児童クラブ
- ・六合小学校区放課後児童クラブ
- ・六合東小学校第2放課後児童クラブ
- ・五和小学校区放課後児童クラブ
- ・島田北部4小学校区放課後児童クラブ
- ・金谷小学校区放課後児童クラブ

【民設】

- ・大津保育園放課後児童クラブ
- ・島田市六合放課後児童クラブりんご
- ・神谷城保育園放課後児童クラブ

現 状 ・ 課 題

○在籍児童数の推移をみると、年度により増減があるものの増加傾向にあります。

■利用実績の推移（各年度4月1日現在の登録児童数）

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
在籍児童数	538	603	581	589	625

資料：子育て応援課

今 後 の 方 向 性

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	936	925	905	896	879
低学年児童	636	633	604	601	585
高学年児童	300	292	301	295	294
②確保の内容	670	670	800	850	890
低学年児童	586	612	610	619	614
高学年児童	84	58	190	231	276
過不足(②-①)	▲266	▲255	▲105	▲46	11
低学年児童	▲50	▲21	6	18	29
高学年児童	▲216	▲234	▲111	▲64	▲18

②提供体制と確保の考え方

- 平成 27 年度から平成 30 年度にかけては、量の見込みに対して確保の内容で不足が生じているため、順次施設整備を行い、今後の見込み量に対する提供体制の確保に努めます。
- 放課後児童クラブの運営については、地域の社会福祉法人等団体などへの委託を進め、質の向上に努めます。

(2) 時間外保育事業

事業概要

時間外保育事業とは、通常保育を超える保育ニーズに対応したサービスです。

実施箇所

市内の全ての保育所で実施されています。

現 状 ・ 課 題

○保育所における児童を対象とした時間外保育事業は、各保育所で実施しているものの利用実績は把握していません。

今 後 の 方 向 性

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	300	295	289	283	277
②確保の内容	300	295	289	283	277
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

○平成 27 年度から平成 31 年度にかけて、園児数の減少に伴いニーズも減少傾向となっており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

(3) 一時預かり事業

事業概要

【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育】

幼稚園の預かり保育とは、正規の教育時間を超えて園児を夕方まで預かるサービスです。預かり時間は、園により異なります。

【その他の一時預かり】

未就園児で保護者の就労形態により育児が断続的に困難になる場合、あるいは未就園児で保護者の傷病等により緊急的及び一時的に保育が必要な場合などの保育ニーズに対応したサービスです。

実施箇所

【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育】

市内全園で実施されています。

【その他の一時預かり】

市内では10か所で実施されており、特に川根地区で利用者が多くなっています。

現 状 ・ 課 題

○幼稚園における在園児を対象とした一時預かりは、各幼稚園で実施しているものの利用実績は把握していません。

○その他の一時預かりの利用実績の推移をみると、増加傾向にあります。

■【その他の一時預かり】利用実績の推移（各年度末現在）

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込み
利用延べ人数	1,266	889	1,568	1,540	1,423
保育所における一時預かり	1,060	828	1,386	1,322	1,206
ファミリー・サポート・センター事業	206	61	182	218	217

資料：子育て応援課

今後の方向性

①量の見込みと確保の内容

【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	92,914	90,569	88,654	85,726	82,984
②確保の内容	92,914	90,569	88,654	85,726	82,984
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【その他の一時預かり】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,773	1,696	1,649	1,600	1,552
②確保の内容	1,773	1,696	1,649	1,600	1,552
保育所における一時預かり	1,555	1,487	1,446	1,403	1,361
ファミリー・サポート・センター事業	218	209	203	197	191
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育】

○平成 27 年度から平成 31 年度にかけて、園児数の減少に伴いニーズも減少傾向となっており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

【その他の一時預かり】

○平成 27 年度から平成 31 年度にかけて、園児数の減少に伴いニーズも減少傾向となっており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

(4) 病児・病後児保育事業

事業概要

病児・病後児保育とは、病期中、あるいは病気の回復期の児童が、まだ保育所・小学校などに通えなかったり、保護者の都合で保育できなかったりする場合に一時的に預かる事業です。

実施箇所

病後児保育事業は、市内4か所で実施しています。

- ・島田聖母保育園
- ・大津保育園
- ・初倉保育園
- ・五和保育園

病児保育事業は、市内での実施はありません。

現 状 ・ 課 題

○利用実績の推移をみると、平成22年度から平成26年度にかけて、利用者数は減少傾向にあります。

■利用実績の推移（各年度末現在）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込み
実施施設数(か所)	4	4	4	4	4
延べ利用者数(人)	1,928	1,687	1,437	1,552	1,500

資料：子育て応援課

今 後 の 方 向 性

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
②確保の内容	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

○実施体制に対して利用が少なくなっているため、事業の周知・広報を進め、利用者の確保に努めます。

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要

ファミリー・サポート・センター事業とは、育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人が会員登録を行い、会員同士による相互援助活動を支援する事業です。

実施箇所

市内では、こども館の1か所で実施しています。

現 状 ・ 課 題

- 平成 22 年度から平成 26 年度にかけて、委託会員が減少しているのに対し、受託会員が増加しているものの、全体的な人数としては、委託会員に対して受託会員が不足している状況です。
- 活動件数は増加しており、ファミリー・サポート・センター事業の地域への浸透度が高まってきていることがうかがえます。

■利用実績の推移

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
実施か所数(か所)		1	1	1	1	1
会員 数 (人)	委託会員	236	235	222	226	220
	受託会員	103	100	99	108	116
	両会員	70	66	55	45	44
活動回数(回)		606	180	565	810	769

資料：子育て応援課

今 後 の 方 向 性

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	505	490	510	500	495
②確保の内容	505	490	510	500	495
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

- 平成 26 年度現在、1 か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。
- 事業の周知・広報を進め、受託会員の確保を図ります。

(6) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

地域子育て支援拠点事業とは、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育て等に関する相談・援助の実施や、子育て関連情報の提供・講習等の実施をする事業です。

実施箇所

市内では、10 か所で実施されています。

【公立】3か所

- ・ 第一保育園（あそぼう会）
- ・ すまいるハウスたまご
- ・ かわね保育園内（むくむく）

【私立】7か所

- ・ ゆたか保育園内（子育てふうせん）
- ・ くりのみ保育園（木の実）
- ・ 島田聖母保育園（シャローム）
- ・ 大津保育園（ひばり）
- ・ 六合第二保育園（にこにこ広場）
- ・ 初倉保育園（たんぽぽ広場）
- ・ 五和保育園（ひよこ）

現 状 ・ 課 題

○利用実績の推移をみると、利用人数は年々増加しており、4年間で約1.5倍となっています。

■利用実績の推移

単位：人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
延べ利用者数(人)	1,899	2,009	2,096	2,405	2,778

資料：子育て応援課

今 後 の 方 向 性

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,285	3,180	3,090	3,000	2,910
②確保の内容	3,285	3,180	3,090	3,000	2,910
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

○今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

(7) 利用者支援事業

事業概要

利用者支援事業とは、子育て支援センターなどの身近な場所において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や必要に応じた相談・助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現 状 ・ 課 題

○平成26年度からの新規事業であるため、実績はありません。

今 後 の 方 向 性

①量の見込みと確保の内容

単位:か所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

○利用者支援事業については、1か所を整備し、今後の見込み量に対する提供体制の確保に努めます。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

疾病予防などの全般的育児支援と、母子の健全な発育・発達を支援するため、生後4か月までに訪問し、身体計測、産後うつ予防を含めた育児保健指導を行う事業です。

実施体制

生後2か月頃、市の保健師や助産師が家庭訪問をします。

現 状 ・ 課 題

- 母親が育児に不安や戸惑いを感じやすい生後2か月頃に訪問を実施し、母親の不安の軽減に努めています。
- 平成26年度の実施率（見込み）は99.7%です。
- 里帰りをしている母子に対しては、希望があれば里帰り先の市町に訪問を依頼し、帰宅後は母に連絡して、母子の状況確認と母子保健サービスについて情報提供をしています。

■利用実績の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込み
訪問数(人)	809	793	791	784	752
対象者数(人)	833	797	806	785	754
訪問率(%)	97.1	99.5	98.1	99.9	99.7

資料：健康づくり課

今 後 の 方 向 性

①量の見込みと確保の内容

単位：世帯

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	709	687	670	649	626
②確保の内容	709	687	670	649	626
訪問率(①/②)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

②提供体制と確保の考え方

- 見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況であり、今後、実施率100%をめざします。

(9) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

事業概要

養育支援訪問事業とは、養育支援が特に必要な家庭に保健師や家庭児童相談、育児サポーターなどが訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

実施体制

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業から把握した養育することに支援が必要とする家庭に、市の保健師や家庭児童相談員、育児サポーターなどが訪問します。

現 状 ・ 課 題

- 利用実績は、ほぼ横ばいとなっています。
- 対象者数は増加傾向にあるものの、すべての家庭に訪問できている状況です。

■利用実績の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
訪問数(人)	26	25	31	22	37
対象者数(人)	26	25	31	22	37
訪問率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：子育て応援課・健康づくり課

今 後 の 方 向 性

①量の見込みと確保の内容

単位：世帯

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	37	36	35	34	33
②確保の内容	37	36	35	34	33
訪問率(①/②)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

②提供体制と確保の考え方

- 養育支援訪問事業については、実施状況が少数であり、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。
- 乳児家庭全戸訪問の 100%実施により、養育支援が必要な家庭を把握します。

(10) 妊婦健康診査事業

事業概要

妊婦の健康管理を行い、母子の健全な発達、発育を支援するため、医療機関・助産所において受診した妊婦健康診査の検査費用の一部を公費で助成する事業です。

実施体制

母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査票を 14 枚、超音波検査票 4 枚、血液検査票 1 枚を交付しています。

現 状 ・ 課 題

- 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の必要性について説明を行っています。
- 里帰り出産などで県外医療機関での妊婦健康診査の受診に対しては、償還払いとしています。
- 平成 25 年度の受診率は 97.1%となっています。転入転出などの理由で 100%にならない年度があります。

■利用実績の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
受診者数(人)	776	811	775	772	750
対象者数(人)	812	811	764	795	761
受診率(%)	95.6	100.0	101.4	97.1	98.5

今 後 の 方 向 性

①量の見込みと確保の内容

単位:世帯

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	680	673	657	636	613
②確保の内容	680	673	657	636	613
訪問率(①/②)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

②提供体制と確保の考え方

- 見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況であり、今後、受診率 100%をめざします。

(11) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

ショートステイとは、保護者が病気などにより家庭で子どもを養育することが困難となった場合に一時的に子どもを保護及び養育し、宿泊を伴う一時預かりを行う事業です。

市内にショートステイを実施する施設がないため、保護者のニーズがあった場合は、近隣市町での受け入れが円滑に行われるよう、広域での調整を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設が特色を持った教育・保育事業を提供しやすいよう、幼稚園・保育所等が利用料に上乗せして徴収を行う際、実費負担の部分について、低所得者の負担軽減策として公費による補助を行います。

(13) 多様な主体の参入促進事業

新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施し、多様な主体の参入を促進します。

第5章 子育て施策の展開

基本目標 1 親力の育成

現 状 ・ 課 題

- 平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」では、基本理念に「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識の下に行われる」旨が明記されており、子育てにおける家庭の役割の重要性が強調されています。
- 家庭は子育てや教育の出発点となる場所であり、子どもの健やかな成長のためには、親自身が子育てについて学び、成長していくことが何より重要です。保護者が家庭教育の重要性をしっかりと認識し、子どもに対する愛情と、子育てに関する正しい知識を持ちながら子育てを行っていけるよう、「親力の育成」を重点的に進めていくことが大切です。
- 当市では、10か所の保育所等において「地域子育て支援センター」を実施しており、親子で楽しく安心して遊べる場所や、親同士が子育ての悩みや喜びを分かちあえる交流の場を提供するとともに、育児不安の相談や指導、地域の子育て情報の紹介を実施しています。また、各種子育て講座や、小学校における家庭教育学級の実施により、健全な親子関係が築けるよう親力の育成に努めています。
- 今後もこうした取り組みを引き続き実施するとともに、子育てに関する講座などへ託児ボランティアを配置するなど、誰もが参加しやすい事業実施に努める必要があります。



お母さん・お父さんの声

親同士で子育ての相談ができる機会を定期的につくってほしい。

子育てについて学べる講座に参加したい。託児つき講座だとおうれしい！

高齢者による「親のしつけセミナー」のようなものを開いてほしい。

今後の方向性

≫ 施策1 親子のふれあいの場の充実

≫ 施策2 子育てに関する講演や講座等の充実

≫ 施策3 子育て中の親同士の交流

※「主な事業」において、★マークがついている事業は、第4章において、量の見込みと確保の内容を設定している事業です。

■ 施策1 親子のふれあいの場の充実 ■

子どもの豊かなこころを育てていくため、家庭内におけるコミュニケーションが育まれる親子のふれあいの場を充実します。

■ 主な事業 ■

- | | |
|-------------------|----------|
| ①こども館運営事業 | 【子育て応援課】 |
| ②家庭教育学級 | 【社会教育課】 |
| ③子ども体験学習講座（親子参加型） | 【社会教育課】 |
| ④つどいの広場事業 | 【子育て応援課】 |

■ 施策2 子育てに関する講演や講座等の充実 ■

親が子育ての喜びを実感できるよう、各種講座を実施し、健全な親子関係の育成を図ります。

■ 主な事業 ■

- | | |
|----------------|---------|
| ①子育て講座（マミーサロン） | 【市民病院】 |
| ②小学生の子を持つ親の講座 | 【社会教育課】 |
| ③家庭教育講演会 | 【社会教育課】 |
| ④幼児・児童をもつ親の講座 | 【社会教育課】 |
| ⑤親学講座 | 【社会教育課】 |

■ ■ 施策3 子育て中の親同士の交流 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

子育て中の親が孤立化しないよう、同年齢の親子がふれあう場を提供し、友だちをつくる機会や、互いに気軽に育児相談ができる環境の充実を図ります。

■ 主な事業 ■

★①地域子育て支援センター事業

【子育て応援課】

②子育てカフェ

【子育て応援課】

③子育て広場

【社会教育課】

基本目標 2 就学前の子どもの教育・保育環境の充実

現 状 ・ 課 題

- 当市の出生数は減少傾向にあり、子どもの人口も年々減少しています。一方で、女性の社会進出を背景に、低年齢児からの保育ニーズは増大しており、保育所に入所できない「待機児童」の発生が課題となっています。
- 平成 25 年度に実施した「島田市子ども・子育てに関するアンケート調査」（以下、「アンケート」という。）によると、幼稚園や保育所等の施設やサービスを利用している子どもは、0 歳児でも 2 割強みられ、1・2 歳児では 5 割程度みられます。また、利用状況としては保育所が多いものの、利用意向をみると、「幼稚園」や「幼稚園の預かり保育」といった教育ニーズも高くなっています。そのほか、「認定こども園」をはじめ、多様なサービスについても利用意向がみられており、教育・保育ニーズが多様化している現状がうかがえます。
- 当市では、私立 13 か所、公立 3 か所の保育所があり、民間活力を活用しながら保育を提供しています。また、市内 2 か所において保育ママを実施しており、平成 26 年 4 月からは私立幼稚園の認定こども園化への移行など、多様な教育・保育サービスが提供されています。
- 安全・安心な教育・保育環境を整備していくためには、保育の量的拡大とともに、市内のどこにいても質の高い教育・保育を受けられるよう、幼稚園教諭や保育士の専門性を持った職員の確保が必要です。
- 近年、育児休業の終了時期である 1 歳時期に保育所への入所が集中し、入所が困難になることなどから、子どもを希望の保育所に入所させるために育児休業を早めに切り上げる保護者が増えています。当市においても同様の傾向が見られるため、産後休業、育児休業中の保護者への保育所利用の円滑化を図る必要があります。



お母さん・お父さんの声

保育園入園希望者数の正確な把握をしてほしい。潜在的な待機児童も含めて把握してほしい。

母子手帳交付時に保育園入園情報が欲しい。

教育、保育環境の質を充実するためにも、教育、保育にかかわる人たちの労働条件の改善や育成が必要と感じている。

■ ■ 施策3 多様な主体による支援の提供 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

多様化・複雑化する教育・保育ニーズに対応できるよう、民間活力を活用したサービスの提供を進めます。

また、保護者の就労状況が変更された場合でも子どもを同じ施設で保育できるよう、市内の幼稚園や民間保育所に対して認定こども園への移行を働きかけます。

■ 主な事業 ■

①民間保育所等への支援	【保育支援課】
★②小規模保育所等への支援	【保育支援課】
③私立幼稚園への支援	【保育支援課】
★④認定こども園移行への支援	【保育支援課】

■ ■ 施策4 産後の休業及び育児休業後の保育サービスの円滑な利用への支援 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

産後の休業及び育児休業中の保護者に対する保育所の定員の空き状況に関する情報提供を進めるとともに、年度途中の入所など柔軟な対応に努めます。

■ 主な事業 ■

①年度途中入所	【保育支援課】
②産休中、育休中の保護者への保育サービスについての情報提供の充実	【保育支援課】

基本目標 3 子育てと仕事の調和の推進

現 状 ・ 課 題

- 近年、女性の社会進出により共働き家庭が増加しています。一方で、職場や家庭、地域では男女の固定的な役割分担意識が残っており、結婚や子育てに関する一人ひとりの希望の実現には困難が多い状況となっています。こうした状況を問題視し、国では、平成 19 年度に、仕事と生活の調和の必要性やめざすべき社会の姿を示した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を、また企業や働く人、国民の効果的な取り組み、国や地方公共団体の施策の方針を定めた「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しています。
- 当市の女性の労働力率は、国・県と比較して高くなっているものの、未婚女性と既婚女性の労働力率は、20 歳代後半から 30 歳代前半にかけて大きく差が出ており、依然として妊娠や出産により離職する女性が多いことがうかがえます。
- アンケートによると、子育てについての役割は主に母親が担っている傾向にあり、家事や子育ての負担や責任が女性に大きくかかっている現状がうかがえます。さらに育児休業の取得状況は、母親で 31.5%に対して父親で 2.2%と差が大きく、父親が取得できなかった理由として「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」といった項目が上位にあがっているなど、男性の仕事に偏重したライフスタイルが課題となっています。
- 子育てと仕事の両立を支援していくためには、企業において多様な働き方が受容されていることが大切です。そのためには、制度的な整備促進とともに、企業で働く一人ひとりの意識改革を進め、男女問わず家事・子育てに参画できる職場環境を整備していくことが不可欠です。
- 保護者の就労形態の多様化にあわせて、保育ニーズも多様化・複雑化しています。延長保育や病後児保育など、子育てと仕事の両立を支援する事業を充実するとともに、事業の周知を図る必要があります。



お母さん・お父さんの声

市や企業で「パパの子育て DAY」をつくってほしい。決まらなくなってしまえば、休みを取ることで周りの目も気にしなくてよいし、周りの意識も変わりそう。

父親が子どもと向き合う時間が少ないと、父親自身も子育てに不安を持ってしまう。母親が病気になったときに安心して子どもを任せられない。

子どもが病気になったときに急きょ休みを取るのが難しい。子育てと仕事を両立するために、子どもが病気になった時の受け入れ機関のようなものがあってほしい。

≫ 施策1 企業における仕事と子育ての両立に対する取り組みの促進

≫ 施策2 父親の子育て参画の促進と意識の啓発

≫ 施策3 子育てと仕事の両立を支えるサービスの充実

■ ■ 施策1 企業における仕事と子育ての両立に対する
取り組みの促進 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

子育て支援に取り組む企業に対する評価制度の導入などにより、企業に対して子育て支援に取り組むインセンティブを付与します。

また、育児休業や短時間勤務制度など、多様な働き方に関する情報提供を進め、子育てと仕事の両立を支える職場環境の整備を促進します。

■ 主な事業 ■

- ①「男女共同参画社会づくり宣言」事業所の普及・促進 【市民安心課】
- ②建設工事の総合評価方式における育児休業取得の取り組み実績の評価の導入 【契約検査課】

■ ■ 施策2 父親の子育て参画の促進と意識の啓発 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

父親に対して子育てや家庭教育について学ぶ機会を提供し、男性の子育て参画の促進と意識の啓発を行います。

■ 主な事業 ■

- ①パパママ子育てサロン 【社会教育課】

■ ■ 施策3 子育てと仕事の両立を支えるサービスの充実 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

子どもの病気回復期など、緊急時の対応を含めた保育サービスの充実により、安心して子どもを預けられる環境整備を継続します。

■ 主な事業 ■

- | | |
|-----------|----------|
| ★①延長保育等事業 | 【保育支援課】 |
| ★②病後児保育事業 | 【保育支援課】 |
| ③一時託児事業 | 【子育て応援課】 |

基本目標 4 地域における子育て支援の充実

現 状 ・ 課 題

- 身近に相談できる相手がおらず、子育てに関する不安や悩みを抱え込む家庭が増加しています。すべての子育て家庭に対するきめ細やかな支援を実施するためには、地域全体で子どもを見守り育てていく環境づくりが必要です。
- 当市においては、多様な主体による子育て支援に関する活動が行われていますが、その目的や対象は様々です。子育て支援に関わる各種の団体同士が連携・協力体制を築くことにより、効果的な事業実施が期待されます。
- 地域全体で子どもを育てていくことは、様々な年代の人たちとの関わりのなかで子どもを育てていくことでもあり、子育て家庭の不安の軽減だけでなく、子どもの健全育成にとっても重要です。また、次代の親となる若者にとっては乳幼児とのふれあいの機会となり、高齢者にとっては地域での居場所づくりや生きがいがいづくりにつながるため、様々な年代の人を巻き込んで子育て支援の輪を広げていくことが重要です。



お母さん・お父さんの声

地域住民による保育制度があるとよい。近くにいるじいじ・ばあばに預けたい。

子どもの下校時など、地域の人が交代で見守りするような仕組みができるとうい。

中高生を対象とする子育て支援事業の体験や、子ども遊び専門の若者を育成してほしい。

≫ 施策1 子育て支援ネットワークの充実

≫ 施策2 地域協働による子育て支援

≫ 施策3 子育てを支える人材の育成

≫ 施策4 異世代交流による「地域で子どもを育てる」機運の醸成

■ ■ 施策1 子育て支援ネットワークの充実 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

地域における子育て家庭の孤立化を防ぎ、きめ細やかな支援を実施できるよう、子育て家庭の状況把握に努めるとともに、関係機関の連携・情報共有体制を構築します。

■ 主な事業 ■

- | | |
|---------------|----------|
| ① 育児サポーター派遣事業 | 【子育て応援課】 |
| ② 子育て支援ネットワーク | 【子育て応援課】 |

■ ■ 施策2 地域協働による子育て支援 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

子育て家庭が地域住民と交流できる場を充実するとともに、地域住民との協働による子育て支援サービスを提供します。

■ 主な事業 ■

- | | |
|----------------------|----------|
| ① 児童センター運営事業 | 【子育て応援課】 |
| ★② ファミリー・サポート・センター事業 | 【子育て応援課】 |
| ③ 保育園・幼稚園の園庭開放 | 【保育支援課】 |

■■ 施策3 子育てを支える人材の育成 ■■■■■■■■■■■■■■■■

地域の子育て支援事業を充実させるため、様々な分野で活動する市民ボランティア団体の人材育成を図ります。

■主な事業■

①地域組織活動育成事業(母親クラブ等補助金)	【子育て応援課】
②ペアレントサポーターの活用	【社会教育課】

■■ 施策4 異世代交流による「地域で子どもを育てる」機運の醸成 ■■

様々な年代の人による子育て支援活動を促進し、「地域で子どもを育てる」機運の醸成を図ります。

■主な事業■

①地域おせっかい人養成事業	【子育て応援課】
②幼稚園・保育所の園児と地域の小・中・高校生との交流	【保育支援課 ・学校教育課】
③保育所地域活動事業費補助 (世代間交流事業)	【保育支援課】

基本目標 5 安全・安心な子育て環境の整備

現 状 ・ 課 題

- 安心して子育てをしていくためには、気軽に子育てに関する相談支援・情報提供が受けられる環境が整備されていることが重要です。
- アンケートによると、定期的に幼稚園や保育所等を利用している人は、相談先や情報の入手先として幼稚園教諭や保育士をあげる人が多くなっています。一方で、利用している人、利用していない人ともに「インターネット」や「島田市子育てカレンダー」といった情報媒体をあげている人が多く、誰もが利用しやすい情報提供体制を整備していく必要があります。
- 子育てに関する経済的負担が大きいことが、少子化の要因の一つとなっています。子どもを安心して産み育てられる環境のためにも、子育て家庭に対する経済的援助と、その利用促進を図り、子育てに関する負担を軽減していく必要があります。
- 子どもの健全育成の視点からみると、地域のなかに子どもの安全・安心な遊び場が確保されていることが大切です。アンケートによると、島田市を子育てしにくいまちであると感じる理由について、「子どもが安心して遊ぶことのできる場所が不足しているから」が就学前児童、小学生児童ともに高くなっています。様々な年代の子どもとの関わりのなかで子どもの豊かな感性や創造力、社会性が育まれるような交流の場・遊び場の充実が求められています。
- 保育所を利用しているときには延長保育などが利用できたものの、小学校就学後には放課後児童クラブの預かりの時間が短くなり、仕事と子育ての両立が難しくなる「小1の壁」が課題となっています。国では、平成26年度から、利用可能時間を拡大する放課後児童クラブへの支援を実施しています。また、平成27年度から開始される「子ども・子育て支援新制度」では、放課後児童クラブの対象学年の拡大が図られており、本市においてもニーズを的確に把握しつつ、施設面・人員配置面など、対応できる体制を整備していく必要があります。



お母さん・お父さんの声

ファミリー・サポート・センターや育児サポーターなど、評判はよいのに、事業を知らないために利用に結びついていない人が多い。
子育て情報の発信・アピールをもっとしてほしい！

安心して遊べる公園をもっと増やしてほしい。少し大きい子が遊べる公園がほしい。

子育てをしていくにあたり、経済的不安があるので、少しでも支援があると「もう1人産んでみようか」という希望が持てるのですが…。

≫ 施策1 子育てに関する相談・情報提供の充実

≫ 施策2 子育て家庭への経済的援助の推進

≫ 施策3 子どもの安全な居場所づくり

■ ■ 施策1 子育てに関する相談・情報提供の充実 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

「利用者支援事業」により、子育てに関するワンストップ相談窓口の機能の充実を図ります。また、支援が必要な人を円滑にサービスにつなげていけるよう、市内の子育て支援情報を集約し、様々な媒体で周知・広報を進めます。

■ 主な事業 ■

- | | |
|-------------------------|----------|
| ★①子育てコンシェルジュ事業（利用者支援事業） | 【子育て応援課】 |
| ②子育てカレンダー配布 | 【子育て応援課】 |

■ ■ 施策2 子育て家庭への経済的援助の推進 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

子育て家庭に対する各種助成について周知を行い、利用の円滑化を図ります。

■ 主な事業 ■

- | | |
|---------------|----------|
| ①こども医療費助成事業 | 【子育て応援課】 |
| ②児童手当支給制度 | 【子育て応援課】 |
| ③保育所保育料の軽減 | 【保育支援課】 |
| ④私立幼稚園就園奨励費補助 | 【保育支援課】 |

■■ 施策3 子どもの安全な居場所づくり ■■■■■■■■■■■■

子どもの安全・安心な遊び場の確保を推進します。

また、就学後の子どもの放課後の安全な居場所づくりに向け、放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実を図ります。


■ 主な事業 ■

- | | |
|-----------------------|----------|
| ①チビッコ広場の維持 | 【子育て応援課】 |
| ★②放課後児童健全育成事業 | 【子育て応援課】 |
| ③放課後子ども教室の開催 | 【社会教育課】 |
| ④「子どもを守る110番の家」設置推進運動 | 【社会教育課】 |

基本目標 6 親と子どもの健康の確保及び増進

現 状 ・ 課 題

- 核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化などにより、周囲に相談することができず、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において不安や孤独感を抱える母親が多くなっています。また、女性の社会進出に伴い、全国的に母親の出産年齢の高齢化が進んでおり、本市においても30歳代後半の女性の出産割合が増加しています。
- 本市では、「妊婦健康診査」の助成や、産後の母親に向けた「赤ちゃん訪問事業」や「育児サポーター」派遣事業を実施し、産前・産後の心身の健康確保に努めています。また、子どもの成長にあわせた各種健康診査や相談を実施しており、親子の健康の確保に向けた取り組みを進めています。
- 乳幼児期からの健やかな育ちを支えていくため、妊娠・出産期から就学期までの一貫した健康管理の指導に努めるとともに、保護者に対する正しい知識の普及を進めていくことが大切です。
- 母子保健計画策定指針に基づき、各市町村において、平成27年度から、国の「健やか親子21（第2次）」を踏まえた母子保健計画を進めていきます。本市でも、平成25年度に策定した「第2次島田市健康増進計画・第2次島田市食育推進計画」の内容も踏まえながら、総合的な母子保健施策を推進していく必要があります。

 **お母さん・お父さんの声**

出産についてのフォローがもっとあるとありがたい。

妊婦への情報発信が乏しい。妊娠中の健康のことについてはもちろん、出産後すぐ必要な知識（予防接種の予約など）を前もって教えてほしい。

今 後 の 方 向 性

➤➤ 施策1 各種健康診断・予防接種等の充実

➤➤ 施策2 健康相談・訪問の充実

■ ■ 施策1 各種健康診断・予防接種等の充実 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■



母子の健康を確保するため、妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じて、各種健康診断や予防接種を実施します。

■ 主な事業 ■

- | | |
|--------------------------|----------|
| ★①妊婦健康診断 | 【健康づくり課】 |
| ②4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健診 | 【健康づくり課】 |
| ③小児の予防接種 | 【健康づくり課】 |

■ ■ 施策2 健康相談・訪問の充実 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

母子の健康についての相談支援や訪問、情報提供を実施し、安心して妊娠・出産・子育てをできる環境を整備します。

■ 主な事業 ■

- | | |
|------------------|----------|
| ★①赤ちゃん訪問事業 | 【健康づくり課】 |
| ②育児サポーター派遣事業 | 【子育て応援課】 |
| ③母子健康手帳交付・妊婦健康相談 | 【健康づくり課】 |
| ④子育て広場 | 【社会教育課】 |

基本目標 7 特別な援助が必要な家庭の生活の向上

現 状 ・ 課 題

- 全国的に、離婚件数や非婚化の進行などによるひとり親家庭や、育児不安を抱える保護者による児童虐待が増加しており、特別な配慮を必要とする子どもへのよりきめ細やかな対応が必要となっています。
- 当市においても、母子・父子家庭が増加しています。ひとり親家庭は経済的な困難を抱えるケースが多く、経済的支援から生活支援まで含めた一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図る必要があります。
- 児童虐待は子どもの体や心を深く傷つける重大な問題です。虐待につながる子育て家庭の不安や負担を軽減するためには、関係機関との連携・情報共有により、育児疲れや子育て不安を持つ親の早期発見を図るとともに、専門的な相談支援体制を充実していくことが必要です。
- 障害のある子どもやその保護者は、障害のない子どもとは違った困難に直面するケースが多く、その支援は専門性を要するものとなります。関係機関との連携を強化し、早期発見から早期療育、就学支援まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。



お母さん・お父さんの声

特別支援学校に通うと、区域外就学を余儀なくされる。地域の中での友人関係も途切れてしまうため、特別支援学級の設置を進めてほしい。

ひとり親家庭の生活が向上していかないことに不安を感じる。ひとり親家庭の子どもや貧しい生活を送っている子どもが学力低下等の悪循環をたどることが予想できる。

昨今、児童虐待がニュースで報道されることが多くなった。個々の事情に応じたきめ細かいサービスの提供をしていかないと、悲しいニュースはなくならないと思う。

今 後 の 方 向 性

≫ 施策1 ひとり親家庭等の支援の充実

≫ 施策2 障害のある子どもへの支援の充実

≫ 施策3 育児不安の軽減や児童虐待防止対策の推進

■ ■ 施策1 ひとり親家庭等の支援の充実 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

ひとり親家庭等の子どもの福祉の増進を図るため、医療費助成や手当の支給を実施するとともに、ひとり親の自立促進として就業支援を実施します。

■ 主な事業 ■

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ①児童扶養手当支給制度 | 【子育て応援課】 |
| ②母子家庭等医療費助成制度 | 【子育て応援課】 |
| ③父子家庭等支援金支給
父子家庭高等職業訓練促進給付金支給 | 【子育て応援課】 |
| ④母子家庭等自立支援給付事業
(教育訓練・高等職業訓練促進) | 【子育て応援課】 |
| ⑤外国人児童保育事業費補助 | 【保育支援課】 |

■ ■ 施策2 障害のある子どもへの支援の充実 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

障害のある子どもの健全育成のため、関係機関の連携を図り、障害の早期発見及び早期療育を充実させるとともに、各種助成や手当の支給を実施します。

■ 主な事業 ■

- | | |
|-----------------|----------|
| ①特別児童扶養手当支給 | 【福祉課】 |
| ②障害児相談支援事業 | 【福祉課】 |
| ③心身障害児童扶養手当 | 【福祉課】 |
| ④重症心身障害児童家庭支援事業 | 【子育て応援課】 |
| ⑤特別支援教育就学奨励 | 【教育総務課】 |
| ⑥特別支援教育支援員の配置 | 【学校教育課】 |

■ ■ 施策3 育児不安の軽減や児童虐待防止対策の推進 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

児童虐待の未然防止を図るため、育児不安のある保護者や精神的に不安定な状態で支援が必要な保護者を早期発見に向けた関係機関との連携・情報共有体制を強化します。また、保護者の心身の負担軽減に向け、相談支援体制を構築します。

■ 主な事業 ■

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ①家庭児童相談室運営事業 | 【子育て応援課】 |
| ★②養育支援訪問事業 | 【子育て応援課・
健康づくり課】 |
| ③幼稚園・保育所巡回、療育相談事業 | 【保育支援課】 |

第6章 計画の推進にあたって

(1) 計画の推進体制

①庁内の連携体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたっており、子育て応援課や保育支援課のみならず、全庁的な取り組みを進めていく必要があります。

子育て応援課が中心となり、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

②市民や地域、関係機関との連携体制

本計画の推進にあたっては、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのため、ホームページや広報などの媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

③県・近隣市町との連携

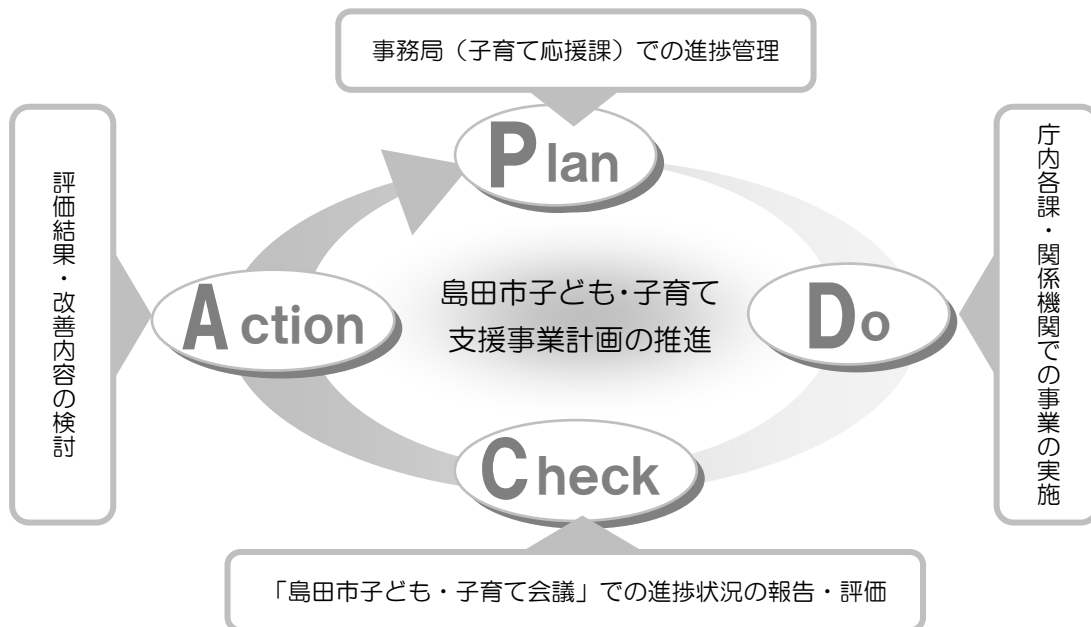
幼稚園や保育所の広域利用をはじめ、被虐待児童への対応や障害のある子どもへの支援など、専門的な支援を必要とする場合などには、国や岐阜県、近隣市町村との連携・調整のもと、より充実した取り組みを進めます。

(2) 計画の進捗管理と評価

①PDCAサイクルを活用した進捗管理と評価

本計画で定めた教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容の具体的な数値目標については、需要と供給の状況を定期的に確認し、必要に応じて計画の見直しを行います。また、各施策や事業の進捗状況についても、定期的な進捗状況の確認と評価を行います。

庁内の推進体制や「島田市子ども・子育て会議」において、PDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



参考資料

子育てしているパパ・ママ向け

ライフステージ別の子育て支援事業



妊娠・ 出産期	乳児期	幼児期	学童期	思春期以降
障害児相談支援事業				
		保育所等訪問支援		
特別児童扶養手当支給				
心身障害児扶養手当支給				
			放課後等デイサービス	
地域おせっかい人養成事業				
地域子育て支援 センター事業				
つどいの広場事業交付金交付事業				
			放課後児童健全育成事業	
育児サポーター 派遣事業				
子育てカレンダー配布				
一時託児事業				
子育て支援ネットワーク				

事業名	事業内容	担当課
障害児相談支援事業		福祉課 36-5754 保育支援課 36-7195
保育所等訪問支援		
特別児童扶養手当支給		福祉課 36-7154
心身障害児扶養手当支給		
放課後等デイサービス		
地域おせっかい人養成事業		子育て応援課 36-7159
地域子育て支援センター事業		
つどいの広場事業		
放課後児童健全育成事業		
育児サポーター派遣事業		
子育てカレンダー配布		
一時託児事業		
子育て支援ネットワーク		